

## 第二号議案 定款の変更

定款 第 28 条に定められている顧問の定数を以下の通り変更する。

現状： 5 名以上 15 名以下

変更後：5 名以上

---

### 第 25 条

理事及び監事は、無報酬とする。

(名誉会長)

第 26 条 協会に、名誉会長を置くことができる。

- 2 駐日ブラジル大使をもってこれに充てる。
- 3 名誉会長の職務は会長の相談に応じることとする。

(相談役)

第 27 条 協会に、任意の機関として、5 名以内の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、次の職務を行う。
  - (1)会長の相談に応じること
  - (2)理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 相談役の報酬は、無償とする。
- 5 相談役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。  
但し、理事会での決議を経て協会から通知されるまで、又は本人から協会に辞任の意思が伝えられるまで自動的に 2 年毎、延長される。

(顧問)

第 28 条 協会に、任意の機関として、5 名以上 ~~15 名以下~~ の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会から諮問された協会運営に関する事項について助言を行う。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問の報酬は、無償とする。
- 5 顧問の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。  
但し、理事会での決議を経て協会から通知されるまで、又は本人から協会に辞任の意思が伝えられるまで自動的に 2 年毎、延長される。